

公益社団法人 物理オリンピック日本委員会 定款

令和2年4月1日 施行
令和元年6月15日 総会承認
令和元年6月1日 理事会承認

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人物理オリンピック日本委員会（英語表記:The Committee of Japan Physics Olympiad）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区神楽坂一丁目三番 東京理科大学内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、青少年に対して、物理に対する興味・関心を高め、またその能力の増進に寄与する事業を行い、以ってわが国の科学・技術教育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 全国物理コンテスト「物理チャレンジ」を開催する事業
- (2) 国際物理オリンピックに代表を派遣する事業
- (3) 物理チャレンジ、国際物理オリンピック及び物理教育に関して普及啓発する事業
- (4) その他、前条の目的を達成するための事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員

物理学関連の研究あるいは教育に従事している者、あるいは物理学関連の教育に実績のある者で、この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動及び事業を推進する個人

(2) 学生会員

この法人の主催する全国物理コンテスト「物理チャレンジ」に参加した経験を有し、高等教育機関に在籍する学生で、この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を支援する個人

(3) 賛助会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を援助する個人及び団体

(入会)

第 6 条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 7 条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を入会時及び毎年、納入しなければならない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、決議の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由がなく1年以上会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は会員である団体が解散ないし消滅したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヵ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使・書面による行使・電磁的方法による行使)

第18条 正会員は、代理人によって総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員は総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2 総会の決議について、書面により議決権を行使することができるとしたときは、正会員は所定の方法により書面による議決権の行使を行うことができる。

3 総会の決議について、電磁的方法により議決権を行使することができるとしたときは、正会員は所定の方法により電磁的方法による議決権の行使を行うことができる。

4 前3項の議決権の行使において、当該正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長を1名以上3名以内、常務理事若干名を置くことができる。

3 前項の理事長をもって、法人法上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって、

同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、代表権の行使を除き、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする

る。

- 4 増員により選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第 6 章 理事会及び常務理事会

(構成)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるもの

に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

(常務理事会)

第 33 条 この法人に常務理事会を置くことができる。

2 常務理事会は、理事長、副理事長、常務理事、その他理事長が必要に応じて任命する理事をもって組織し、理事長が招集し、その議長となる。

3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が常務理事会を招集する。

4 常務理事会は、理事会又は理事長より付議された事項、業務を執行するにあたって必要な事項及び理事会に付議又は報告すべき事項の決定(ただし、法令又は定款で総会、理事会又は理事の権限として定められている事項の決定を除く。)を行う。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 34 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第37条 この法人が公益認定を受けた場合には、理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第3号の書類に記載するものとする。

(剰余金の分配制限)

第38条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定を受けた後、その公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団

体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 42 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 事務局、委員会及び顧問

(事務局の設置)

第 44 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第 45 条 事務局長の任命は、理事会の決議を経て理事長が行い、職員の任免は、理事長が行う。

(委員会)

第 46 条 第 4 条に掲げる事業を行うために委員会を設置することができる。
2 委員会を運営するにあたり必要な細則は、別に定める。

(顧問)

第 47 条 この法人に顧問を置くことができる。
2 顧問は、この法人の事業に長年にわたって寄与した元役員等の中から、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
3 顧問の任期は、原則として 2 年とし、再任を妨げない。
4 顧問は、必要に応じて理事会や委員会等への出席し、事業運営に関して助言をすることができる。
5 その他顧問に関する必要な事項は、別に定める。

第 11 章 雑則

(細 則)

第48条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

氏名 長谷川 修司

住所 栃木県宇都宮市下桑島町

氏名 杉山 忠男

住所 神奈川県横浜市港北区樽町

2 この法人の設立時理事、設立時代表理事(設立時理事長)、設立時業務執行理事(設立時副理事長)、設立時業務執行理事(設立時常務理事)及び設立時監事の氏名は、次のとおりとする。

(1)設立時理事

長谷川修司 眞梶文子(興治文子) 杉山 忠男 満田 節生 北原 和夫

毛塚 博史 岸澤 眞一 中屋敷 勉 並木 雅俊 村田 隆紀

波多野睦子 鈴木 勝

(2)設立時代表理事(設立時理事長)

長谷川修司

(3)設立時業務執行理事(設立時副理事長)

眞梶文子(興治文子) 杉山 忠男 満田 節生

(4)設立時業務執行理事(設立時常務理事)

北原 和夫 岸澤 眞一 中屋敷 勉 並木 雅俊

(5)設立時監事

天野 徹 瀧澤 照廣

3 この法人が公益認定を受けた場合、当該公益認定を受けた日をもって、特定非営利活動法人物理オリンピック日本委員会に設置の委員会と同じ委員会をこの法人に設置するものとし、特定非営利活動法人物理オリンピック日本委員会の同委員会の委員及び委員長職にある者を、この法人のその委員会の委員及び委員長として任命するものとする。

4 この法人が公益認定を受けた場合、当該公益認定を受けた日をもって、特定非営利活動法人物理オリンピック日本委員会の職員の職にある者を、この法人の職員として任命し、特定非営利活動法人物理オリンピック日本委員会の顧問の職にある者を、この法人の顧問として委嘱するものとする。

- 5 この法人の最初の事業年度は、法人設立の日から 2020 年 3 月 31 日までとする。
以上